

米子市フレイル予防実践教室補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加齢に伴う運動器及び口くうの機能の低下並びに低栄養等によりフレイル又はプレフレイルの状態に該当した高齢者の機能向上を図り、もって健康寿命の延伸につながることを目的として、高齢者に対するフレイルの予防に資する取組を実施する者に対し、米子市フレイル予防実践教室補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 市内に居住する65歳以上の者又はフレイル予防実践教室を実施する年度において満65歳に達する者（いずれも介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者を除く。）であって、フレイル予防管理システムに登録された初回のフレイル度チェックの結果がフレイル又はプレフレイルの状態に該当した者をいう。
- (2) フレイル予防実践教室 対象者に対してフレイルの予防に資する講話、運動指導等を実施する取組であって、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。
 - ア 運動機能、栄養状態、口くう機能、認知機能及び社会参加の維持又は向上につながる内容であること。
 - イ 自宅等における自主的なフレイルの予防に資する行動につながる内容であること。
 - ウ 高齢者の心身機能を理解し、安全面に配慮した内容であること。
 - エ 障がい者へ過重な負担が生じない範囲で、障がい者が障がいのない人と同等の指導を受けられる機会を確保することができるよう、環境への配慮をした内容であること。
 - オ 市の区域内に所在する事業所であって、市長の登録を受けたものにおいて行われるものであること。

(フレイル予防実践教室を実施する事業所の登録)

第3条 前条第2号オの登録（以下「事業所登録」という。）を受けようとする者は、市長に対し、フレイル予防実践教室を実施しようとする事業所ごとに、フレイル予防実践教室登録申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等（米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等をいう。）の納付の確認に係る同意書

(2) 事業概要書

3 市長は、前2項の規定による申請（以下「登録申請」という。）があったときは、その内容を審査し、必要に応じ当該登録申請をした者に対して実地に調査等をした上で、次条第1項の規定により事業所登録をしないこととする場合を除き、事業所登録をするものとする。

4 市長は、前項の規定により事業所登録をしたときは、登録申請をした者に対し、フレイル予防実践教室登録通知書（別記様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

5 事業所登録を受けた者は、当該事業所登録に係る次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更の登録を受けなければならない。

(1) フレイル予防実践教室を実施する事業所の名称及び所在地

(2) フレイル予防実践教室の内容

6 第1項、第2項（各号列記以外の部分に限る。）、第3項及び第4項並びに次条の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、第1項中「前条第2号オの登録（以下「事業所登録」とあるのは「第5項の登録（第6項を除き、以下「変更登録」と、「フレイル予防実践教室を実施しようとする事業所ごとに、フレイル予防実践教室登録申請書」とあるのは「フレイル予防実践教室変更登録申請書」と、第2項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する前項」と、「次に掲げる書類」とあるのは「事業概要書」と、第3項中「前2項の規定による申請（以下「登録申請」とあるのは「第6項において読み替えて準用する前2項の規定による申請（以下「変更登録申請」と、「当該登録申請」とあるのは「当該変更登録申請」と、「次条第1項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する次条第1項」と、「事業所登録」とあるのは「変更登録」と、第4項中「事業所登録」とあるのは「変更登録」と、「登録申請」とあるのは「変更登録申請」と、「フレイル予防実践教室登録通知書」とあるのは「フレイル予防実践教室変更登録通知書」と、次条第1項中「登録申請」とあるのは「変更登録申請」と、「事業所登録」とあるのは「変更登録」と、同条第2項中「事業所登録」とあるのは「変更登録」と、「フレイル予防実践教室登録申請却下通知書」とあるのは「フレイル予防実践教室変更登録申請却下通知書」と、「登録申請を」とあるのは「変更登録申請を」と読み替えるものとする。

7 事業所登録を受けた者は、当該事業所登録に係る事項（第5項に掲げる事項を除く。）を変更し、又は当該事業所登録に係る事業所におけるフレイル予防実践教室の実施を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、フレイル予防実践教室登録（変更・中止・廃止）届出書（別記様式第3号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の拒否）

第4条 市長は、登録申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業所登録をしないものとする。

(1) 米子市補助金等交付規則第7条の2の規定に該当するとき。

(2) 市税等を滞納しているとき。

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体であるとき。

(4) 法令、条例（これに基づく規則を含む。）又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する事業を行っているとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該登録申請に係るフレイル予防実践教室の内容が、第1条に規定する目的に照らして適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により事業所登録をしないこととしたときは、フレイル予防実践教室登録申請却下通知書（別記様式第4号）により、その旨及びその理由を登録申請をした者に通知するものとする。

（フレイル予防実践教室の実施）

第5条 事業所登録を受けた者は、フレイル予防実践教室に参加する対象者に対し、市長が別に定めるところにより、フレイル予防実践教室を実施するものとする。

（補助事業者）

第6条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、事業所登録を受け

た者とする。

(補助事業)

第7条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、フレイル予防実践教室を実施する事業とする。

(補助対象経費)

第8条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要した経費とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 運営費補助分 700円に、フレイル予防実践教室に参加した対象者の延べ人数を乗じて得た額
- (2) 評価加算分 400円に、フレイル予防実践教室に参加した対象者に対し実施した身体機能評価(フレイル予防実践教室による効果の判定及び実践的な行動の可視化を目的とする評価をいう。)の回数を乗じて得た額

(補助金の交付申請)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表の左欄に掲げる補助事業を実施する期間の区分に応じ、同表の右欄に定める月の10日(3月においては、その月の末日)までに、市長に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書により申請しなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する運営費補助分の補助金の交付の申請をする場合 米子市フレイル予防実践教室補助金交付申請書(別記様式第5号)
- (2) 前条第2号に規定する評価加算分の補助金の交付の申請をする場合 米子市フレイル予防実践教室補助金交付申請書(評価加算分)(別記様式第5号の2)

2 前項各号に定める申請書には、フレイル予防実践教室実施報告書を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査の上、当該申請があった日から30日以内に、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定したときは、前条の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者に対し、米子市フレイル予防実践教室補助金交付決定通知書(別記様式第6号)により、その旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことと決定したときは、前条の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者に対し、米子市フレイル予防実践教室補助金交付申請却下通知書(別記様式第7号)により、その旨及びその理由を通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 前条第2項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の支払の請求をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める請求書を市長に提出するものとする。

- (1) 第9条第1号に規定する運営費補助分の補助金の支払の請求をする場合 米子市フレイル予防実践教室補助金支払請求書(別記様式第8号)
- (2) 第9条第2号に規定する評価加算分の補助金の支払の請求をする場合 米子市フレイル予

防実践教室補助金支払請求書（評価加算分）（別記様式第8号の2）

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に、当該請求に係る額の補助金を交付するものとする。

（守秘義務）

第13条 補助事業者及び補助事業に従事する者（次項において「従事者」という。）は、補助事業の実施に当たり、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。次項において同じ。）の適正な取扱いに努めなければならない。

2 補助事業者及び従事者並びにこれらの者であった者は、補助事業の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。補助事業の実施を終了し、又はその職を退いた後も、同様とする。

（規定外事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

実施期間の区分	交付申請月
4月から6月まで	7月
7月から9月まで	10月
10月から12月まで	1月
1月から3月まで	3月